

役員給与等を

巡る税務

税理士 宮本 雄司

7

不相当に高額な金額

定期同額給与等に該当しない場合は、その全額が損金の額に算入されないこととなります。定期同額給与等に該当する場合であっても、不相当に高額な金額は損金の額に算入されないこととなります。今回は、不相当に高額な金額について説明していくこととします。

不相当に高額な金額とは、実質基準により計算した金額と形式基準により計算した金額とがあり、どちらにも該当する場合には、いずれか多い金額をいいます。

(1) 実質基準による判定
支給した給与の額がその役員の職務等に対する相当額を超える場合におけるその超える部分の金額となります。職務等に対する相当額とは、職務の内容、収益及び使用人に対する給与の支給の状況、同種の事業を営む法人で事業規模が類似する役員に対する給与の支給等に照らして相当と認められる金額をいいます。計算方法については、法人税法上の役員が対象となり、個々の役員ごとに計算します。なお、使用人兼務役員の使用人分給与も含まれます。

(2) 形式基準による判定
定款又は株主総会等により役員に対する給与の支給限度額を定めている法人がその支給限度額を超えて支給した場合におけるその超える部分の金額となります。計算方法については、会社法上の役員のみが対象となり、取締役と監査役とに区分して、それぞれ総額で計算します。ただし、株主総会等で限度額を総額で定めており、取締役会で個々の役員ごとに限度額を定めていれば、個々の役員ごとに計算します。

なお、使用人兼務役員の使用人分給与については、定款等に支給限度額に含めないとしている場合は、その職務に対する給与として支給した金額のうち、他の使用人に対する給与の支給状況等に照らして、その使用人分に対する給与として相当と認められる金額を除きます。使用人分に対する給与であっても、相当額を超える金額は、役員分に対する給与として計算するた

実質基準と形式基準のいずれか多い金額

定期同額給与等の経済的利益も該当

め、控除されません。次に、具体例を用いて実際に計算していくこととします。

役員Aに200万円、役員Bに150万円、使用人兼務役員Cに150万円(使用人分として80万円)、使用人兼務役員Dに90万円(使用人分として40万円)支給した場合で、

実態からみた適正額として、Aが150万円、Bが150万円、Cが120万円、Dが100万円とし、株主総会等で定めた支給限度額を500万円とし、使用人分給与としての相当額は50万円とします。

イ 使用人兼務役員の使用人分給与を含める場合。
(イ) 実質基準による場合(役員ごとに計算)。
Aは50万円(200万円-150万円)、Bは0万円(150万円-150万円)、Cは50万円、Dは30万円(150万円-120万円)、Dは0円(90万円-100万円)100万円(100万円-0円)で合計80万円となります。

(ロ) 形式基準による場合(総額で計算)。
(200万円+150万円+150万円+90万円)※-限度額500万円=190万円(190万円-100万円)となり、合計90万円となります。

不相当に高額な金額は実質基準と形式基準のいずれか多い金額のため、90万円が損金の額に算入されません。

ロ 使用人兼務役員の使用人分給与を含めない場合(役員ごとに計算)。
計算が変わるのは形式基準だけであるため、合計で80万円となります。

(ロ) 形式基準による場合(総額で計算)。
(200万円+150万円+150万円+90万円)※-限度額500万円=190万円(190万円-100万円)となり、合計90万円となります。

イ 使用人兼務役員の使用人分給与を含める場合。
(イ) 実質基準による場合(役員ごとに計算)。
Aは50万円(200万円-150万円)、Bは0万円(150万円-150万円)、Cは50万円、Dは30万円(150万円-120万円)、Dは0円(90万円-100万円)100万円(100万円-0円)で合計80万円となります。

(ロ) 形式基準による場合(総額で計算)。
(200万円+150万円+150万円+90万円)※-限度額500万円=190万円(190万円-100万円)となり、合計90万円となります。

経済的利益として定期同額給与等に該当するものも含まれるため、見落としに注意する必要があります。今回は法人税法上の役員等について説明していくこととします。